

別記

(A 4)

様式第一号（第五条関係）（平29内府国交令4・全改、令2内府国交令10・一部改正）

適格特例投資家に関する届出書

（第一面）

不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第5条第2項の規定により、下記の事項について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

____年____月____日

金融庁長官
国土交通大臣 殿

届出者 商号又は名称
本店又は主たる
事務所の所在地

代 表 者 氏 名
役 職
電 話 番 号

届 出 事 務
担 当 者 名
電 話 番 号
メールアドレス

◎ 商号又は名称

フ リ ガ ナ 商号又は名称	
-------------------	--

◎ 代表者の役職名及び氏名

役 職 名	
フ リ ガ ナ 氏 名	

◎本店又は主たる事務所の所在地

所 在 地	
電 話 番 号	

- ◎ 不動産特定共同事業法施行規則第5条第1項第7号イ若しくはロ又は第8号イからハまでのいずれに該当するかの別
第____号__該当

- ◎ 直近日において保有する有価証券の残高、不動産特定共同事業契約に基づく出資の価額及びこれらの合計額

直近日において保有する有価証券の残高	円
不動産特定共同事業契約に基づく出資の価額	円
合 計	円

(年 月 日現在)

- ◎ 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第4項に規定する資産流動化計画の届出日並びに当該資産流動化計画に記載された不動産特定共同事業契約に基づく出資の価額

資 産 流 動 化 計 画 の 届 出 日	年 月 日
不動産特定共同事業契約に基づく出資の価額	円

- ◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許に関する事項

免 許 番 号	第 号
免 許 年 月 日	年 月 日
有 効 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日

- ◎ 資産流動化計画における特定資産に係る信託契約を締結している信託会社等の名称

--

- ◎ 資産流動化計画における特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者の名称

--

(第二面)

適格特例投資家に関する届出を行うことについての
決議を行った特定目的会社の社員総会の議事の内容

記載要領

1 各面共通事項

1 枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2 第一面関係

① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、記入すること。
(記入例) 03-5253-8111

② 「免許番号」の欄には、下表により該当する者を記入するとともに、免許番号を記入すること。

国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事 (オホ)
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事 (胆振)
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事 (日高)
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事 (石狩)	北海道知事 (十勝)
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事 (渡島)	北海道知事 (釧路)
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事 (檜山)	北海道知事 (根室)
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事 (後志)	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事 (空知)	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事 (上川)	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事 (留萌)	
埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事 (宗谷)	

③ 第一面については、不動産特定共同事業法施行規則第5条第1項第7号イ若しくはロ又は同項第8号イからハまでのいずれに該当するかに応じて、必要な欄に記載すること。

3 第二面関係

1 枚で記入しきれない場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。